毎週

平成二十七年七月二十四

日

金曜日

第

二 千

六

百

六

+

七

号

目

示 次

告

道路の区域変更 肥料の登録の有効期間の更新

土砂災害警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定解除 道路の供用開始

保安林の指定予定 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

県営土地改良事業の変更計画の決定 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

> (商業・金融課) (環境生活政策課)

地

備課)

公共測量の実施

開発行為の工事の完了 土地改良区役員の退任及び就任

岐阜県収用委員会の審理の開始

収

用委

**員** 会)

五三

(岐阜農林事務所)

五三 五三 五二 五二 五八

**建** 角

企築 指

導 課)

地 整

課

道 路 産 維 [.] 持 芸

同

砂

五六

五六

用 委 **員** 会)

課 課 五 五 五 二 三 シ

岐阜県告示第四百二十五号

告

示

五 五

防 課 五 六

平成二十七年七月二十四日

五 六

同

同

収 (郡上農林事務所) 五七

料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥

岐阜県知事 古 田

六七六号 岐阜県第 六四一号 岐阜県第 六四〇号 六〇二号 登録番号 料合石灰肥 料合石灰肥 ウム肥料 肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料 炭酸カルシ 灰一〇号 土壤改良用 特一号 粒状土壌改 酸カルシウ 二〇苦土炭 肥料の名称 良混合石灰 ム肥料 ヒシタ混合 可溶性苦土 アルカリ分 く溶性苦土 一五・〇 五二・〇 アルカリ分 く溶性苦土 アルカリ分 保証成分量 四五・〇 五四・〇 0.0 <u>%</u> 格のと 公定規 の 規 格 他 おり 同 同 同 地の 地の一 大垣市赤坂東町二番 名称及び住所 生産業者の氏名又は 清水工業株式会社 心二丁目一〇番五号 清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 大阪府大阪市北区同 白石カルシウム株式 新鉱工業株式会社 三丁目三一番一四号 東京都新宿区北新宿

平成二十七年七月二十四日

715	266	/ 号		岐	- 早	県 2	7,	報	平成	27 <b>年7月</b>	<b>3</b> 24 <b>日</b>	( 514 )
岐阜県第		七一一一号第	七一〇号	岐阜県第		六 八 中 号 第			六八〇号	7 1 1	大岐に見り	六七七 七 号 第
炭酸カルシ		ウム肥料	ウ ム 肥 料	炭酸カルシ		ウム肥料			ウム肥料	J J R	炭酸カルシ	料混合石灰肥
五三・〇炭		シウム肥料 土炭酸カル 大大一〇苦	灰 炭酸	一一く溶性		酸苦土石灰			酸苦土石灰一六粒状炭		上 粒状炭 酸苦	特二号 良混合石灰 放状土壤改
アルカリ分	く溶性苦土 ()	可 五五・〇 アルカリ分	く 可 一溶 五五 一性・苦 ○土	アルカリ分	土 内く溶性苦	可溶性苦土 五五・〇		土 内 一六・〇 一六・〇	アルカリ分	可溶性苦・〇	アーカーカリウ分	可容性 アルカリ分
同		同		同		同			同		同	同
白石カルシウム株式		同	小舟町三番二号	吉澤石灰工業株式会		同		三丁目三一番一匹气	東京都新宿区北新宿 東京都新宿区北新宿		同	同
	八四八号第	八岐四阜七号第	八四 中 県 号 第		八四 四 五 号 第	/\ = = =	岐阜県第	七儿	支	七岐阜県第	七七一号	七五六号
	<b>ウム肥料</b>	ウム肥料シ	炭酸カルシ ルシ		ウム肥料 シ	*	混合石灰肥	料 <u> </u>	昆合石灰吧	料合石灰肥	肥料 料 化 苦 土	ウ ム 肥 料
	土石灰	酸苦土石灰	上 五		酸苦土石灰	肥料を混合	苦土石灰か	料きがら肥	位 大 苦 上	料かきがら肥 粉状苦土入	料を設定されている。	ム肥料 シウ
一五・〇	エニ・〇	可 五五カー アルカー 五・〇 土 ・〇 分	ア アルカリ分 で 一	五・〇	可 五三・〇 アルカリ分	可溶性されて	アルカリ分	く溶ハ・ウンド・ウンド	アレカノ分	く 四 八 い の の の の の の の の の の の の の	女 五五・○ ○	五三・〇
	同	同	同		同		同	ſ	司	同	同	
	同	志院町三七八番地奈良県大和郡山市発	同	〇号	神奈川県川崎市宮前有限会社	二四五番地二四五番地	新日本アグリシステ	1	司 t	地の一大垣市赤坂東町二番	三丁目三一番一四号 東京都新宿区北新宿 新鉱工業株式会社	心二丁目一〇番五号会社

(313) +13,21+17,72+1			ЩХ	十	4	HX			20075
					維	次	岐		
	県道		類の道 種路	平成	持課及び	次のように変更したので告示する。道路法(昭和二十七年法律第百:	岐阜県告示第四百二十六号	八五一号	八五〇号第
	美岐		路	Ŧ	はいる	変異	示 第		号第
	山阜 線		線 名	平成二十七年七月二十四日	<b>父び岐阜県岐阜土*</b> その関係図面は、	型したの		ウム 肥料 シ	ウム肥料
四川岐 番左阜 一岸市	番同 一岐 一 地阜 地市 先市	番同 一岐 一 地阜 地市 先市	X	型出	早出、土木	ので告	六号		料ルシ
四番一地) から 川左岸堤防敷地先 (一〇 岐阜市上城田寺西伊自良	番一地先まで 同 市大学北二丁目二五 一地先から ・	番一地先まで 一地先まで 一地先から 一地先から 一地先 から かんき		日	維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。    なお、その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路	のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、		土石灰酸苦	酸苦土石灰
			間	ılı:±	て一般の	第十八		可溶性苦土 の五・〇	マルカリ分 五三・〇 一五・〇
包 B	<b>A</b>	前 A	別前変区 後更域	岐阜県知事	縦四覧日	ハ 条 第		一五 生 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一済 五・ 一五・ 一五・ 一五・ 一五・ 一五・ 一五・ 一五・
	<b>☆</b> <b>=</b> <b>0</b> <b>0</b>	八·弄 二()• ()	ル (メー ト 幅	知 事 古	に供する。	一項の規		同	同
			ルシー	田	間岐阜	定によ		同	三愛社共二知栄
六八五。 ()	700	7.170.0	ト長		県土	り、道			三二四番地の一愛知県清須市須社、共栄ジャパン有
	う <u>が</u> を し	}地すに係BA Eのる表図は及 N区敷示面関び	備考	鞶	整備部	道路の区域を			三二四番地の一社
			<u>I</u>		路	を			

類の道 種路 岐阜県告示第四百二十七号

番四地先まで同一市大学北一丁目五五

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事

古

田

板白	路
取鳥線	線 名
三地先まで   一市同 字下街道三九九二番   関市板取字和平四〇五九番一	区間
三0七, 九	ル (メー ト長
<b>二平</b> • 成 三三	の 期 日 始
<b>三平</b> □ 成 □	ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

県道

岐阜県告示第四百二十八号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路

平成二十七年七月二十四日

古田

岐阜県知事

掌

### 類の道 種路 県道 七富 路 線 宗加 線 名 洞一二九八番一三地先から美濃加茂市三和町川浦字古市 同 X 二六六番 一地先まで 町同 字同 間 ル(延 ) メ ー |公0 ト長 **章平 成** 등 供用開始 の 期 日 **豪平** 一 一 三 ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

岐阜県告示第四百二十九号

法律 (平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定に の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する より告示する。 土砂災害警戒区域の指定 (平成二十五年岐阜県告示第二百四十三号) のうち次の区域

平成二十七年七月二十四日

岐

岐阜県知事 古 田

ਲਿੰ	美濃加茂市下米田町信友 次の図のとおり
表	

所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県可茂土木事務

岐阜県告示第四百三十号

同条第四項の規定により告示する 第五十七号) 第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律 土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

# 平成二十七年七月二十四日

### 岐阜県知事 古 田

肈

友っ	域
_	の
	名
	称
美濃	X
/濃加茂市下米田町信友	域
市下业	Ø
金田町	所
信友	在
	地
次	区
図	域
次の図のとおり	の 表
おり	示
急	現原土
傾斜	現象の種類原因となる
地の	種な害の
急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然上砂災害の発生
	L

X

信

所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」 Ιţ 省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県可茂土木事務

岐阜県告示第四百三十一号

第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。 岐阜県告示第二百四十四号) のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条 第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十五年 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

信 友 2	区域
_	o ح
	名
*	称
美濃	区
加茂	域
市下	Ø
美濃加茂市下米田町信友	所
町信	
发	在
	地
次の図のとおり	関する事項である事項に
急傾斜地の崩壊	現象の種類原因となる自然の発生

所及び美濃加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務

岐阜県告示第四百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 次

の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示 岐阜県 起業者の名称

= 事業の種類

Ξ 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等 岐阜都市計画道路事業三・二・二号岐阜羽島線

田

土地の所在(岐阜県岐阜市茜部大川二丁目)

_	Þ	t			
番					
五	1	E .			
宅	公				
地	簿	地			
宅	現	目			
地	況				
八 〇 〇	公	地			
<u>:</u> 九	簿				
八〇四	実	積 (㎡)			
· 八七	測				
一六六	積(m) 対の配	い用しようと			

<u>注</u> 縦覧に供する。 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて

四 土地所有者の氏名及び住所

名和	氏
文子	名
岐阜県岐阜市茜部野瀬三丁目二〇七番地	住
<b>番地</b>	所

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

高見	相 内	社 開発 インタイプ アサヒ土地	氏
誠 治	康世	限土会地	名
地六(リオグランデ)で棟(一〇六号室)は阜県岐阜市茜部寺屋敷二丁目一二一番)	グランツ杉山I(四C号室)は阜県羽島郡岐南町平島八丁目七四番地	五コー ポ名和一F 岐阜県岐阜市茜部大川二丁目一二番地の	住
C棟 一〇六号室屋敷二丁目一二一番	四日号室四日号室	丁目一二番地の	所
明。ただしあるとすればの権利の存否及び種類不土地に関する所有権以外	賃借権又は使用借権明。ただしあるとすればの権利の存否及び種類不力をでいる。	賃借権又は使用借権明。ただしあるとすればの権利の存否及び種類不の権利の存否をが種類不	権利の種類

利

哲

朗

ぎふ農業協 岐阜県岐阜市司町三七番地 抵当権 賃借権又は使用借権

六 平成二十七年七月九日 裁決手続の開始を決定した年月日

公

示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事

古 田

請 のあった年月日 平成二十七年七月一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県腎臓病協議会

氏 名

大矢 正明

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 この法人は、広く一般に対して腎臓病に関する正しい 岐阜県各務原市那加不動丘一丁目一六番地

四 Ξ

五

して自立支援や社会参加の促進に関する事業を行ない、 知識の普及や社会啓発を行なうと共に、腎臓病患者に対

それにより保健及び福祉の向上に寄与することを目的と

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

条第三項の規定により公示する。

業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事

古

田

届出年月日

平成二十七年六月二十九日

届出者の氏名又は名称

=

美津和屋株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

海津ショッピングセンター

岐阜県海津市海津町大字馬目字西方三四七番一

外

変更した事項

四

大規模小売店舗の設置者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 愛知県名古屋市中村区名駅四 八 一二 代表取締役 今 枝

(変更後) 愛知県弥富市鯏浦町上六一二五番地の三 代表取締役 今 枝

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名 (変更前) 美津和屋株式会社 代表取締役

今枝

重信

外七者

外二者

(変更後) 株式会社アロー 代表取締役 今枝

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

業・金融課において縦覧に供する

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

届出者の氏名又は名称 平成二十七年七月八日

DCMカー マ株式会社

上新電機株式会社

建物の名称及び所在地 瑞穂ショッピングセンター

Ξ

瑞穂市穂積字タリ三一一〇番一、字向野三四七四番

変更した事項

四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

岐

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田 芳行

**(変更後)DCMカーマ株式会社 代表取締役** 豊田 芳行 外一者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田

変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、 条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模** 次のとおり同条第三項において準用する同法第五

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

(519)

業・金融課において縦覧に供する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事

古

田

届出年月日

平成二十七年七月八日

= 届出者の氏名又は名称

DCMカー マ株式会社

建物の名称及び所在地

Ξ

DCMカーマ21岐南店

羽島郡岐南町八剣八丁目八六

外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) カーマホームセンター 21岐南店 本館

(変更後) DCMカーマ 21岐南店 本館

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役 豊田

**(変更後)DCMカーマ株式会社 代表取締役** 豊田 芳行

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模

届出年月日

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社カーマ 代表取締役

豊田

豊田

芳行

変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 (変更前) 株式会社カーマ 代表取締役

豊田

芳 行

豊田 芳行

外\_\_者

髙 **見** 髙 **見** 

貞子 享 届出者の氏名又は名称 平成二十七年七月八日

DCMカー マ株式会社

Ξ

DCMカーマ21岐南店 建物の名称及び所在地

別館

羽島郡岐南町八剣八丁目五七

岐

四

変更した事項

大規模小売店舗の名称

条第三項の規定により公示する。 なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

業・金融課において縦覧に供する

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十七年六月二十九日

届出者の氏名又は名称

海津ショッピングセンター

四 変更しようとする事項

(変更前) 一九三台

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

別館

(変更後) DCMカーマ 21岐南店 別館 (変更前) カーマホームセンター21岐南店

(変更後) 九六台

(変更前) 八〇台

(変更後) 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 二三四平方メートル

一七一・五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模** 

業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商 条第三項の規定により公示する。

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

= 美津和屋株式会社

Ξ 建物の名称及び所在地

海津市海津町大字馬目字西方三四七番一

外

駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

変更後)

# 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 七四 八八立方メートル

(変更後) 三八.四一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時~午後十時 〔変更後〕午前九時~午後九時 (年間六〇日は午前八時~)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時~午後十時

(変更後)午前八時三〇分~午後九時三〇分(年間六〇日は午前七時三〇分~)

駐車場の自動車の出入口及び位置

(変更前) 七箇所

(変更後) 六箇所

荷さばき施設において荷さばきをおこなうことができる時間帯 変更前) 荷さばき施設 午前八時~午前十時

荷さばき施設 荷さばき施設 午前八時~午前十時 午前七時~午前十時

荷さばき施設 荷さばき施設 午前八時~午後二時 午前七時~午後六時

荷さばき施設 午前七時~午後六時

県営土地改良事業の変更計画の決定

次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八 十七条第五項の規定により公示し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

栗原地	施行に係る地区な
<u>X</u>	名
垂	縦
井	覧
町	
役	場
場	所
同平成一	縦
七	覧
八七	期
 _四	閰

公共測量の実施

第一項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事

古

田

作業機関

各務原市

= 作業種類

公共測量 (共用地図データ更新整備

Ξ

作業期間

同 二十八年三月三十一日まで

平成二十七年八月一日から

作業地域

四

各務原市

公共測量の実施

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条

で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により輪之内町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの

平成二十七年七月二十四日

岐阜県知事 古 田

作業種類 輪之内町

公共測量

(空中写真測量

作業機関

同二七・四・二同岐西建築第四号の一〇

羽島郡笠松町門間字村浦八四八番

同二一・三・二五同西建築第五二号の一四

一一六九番三、一一七〇番一、一一七養老郡養老町宇田字本堂一一六九番一、

供する貯水消防の用に

同

河合シャーリング株式会社大垣市野口三丁目一番地五

番開 号 及

び年月(変更許可)

日

地開

域発

の区 名域 称又 は I X に含

ま れ

る

同 二七・ 三・一九 同岐西建築第一号の二一

び同

||一三六番三の一部||市竹鼻町狐穴字柳原||五三四番及

平成二五・一一・二九三号の二三

番一及び二八八番一から二八〇番まで、二八六番、羽島市桑原町東方字一番屋敷三

、二七六番 二八七番

同二六・一二・一同岐西建築第一号の一二

部一同

一八七番の一部及び一二八八番の市正木町曲利字村前一二八六番、

同二七・石・二・一の一二の一二・一・一三の一二

同岐西建築第二号の二〇

一及び四〇七番三の一部、瑞穂市本田字高田四〇六番、

四〇七番

同 二七・ 三・二四 同岐西建築第二号の二三

番同

|一、四二〇番二及び四二一番一|| 市横屋字中吹四一九番一、四|

 $\overline{\circ}$ 

)	
	Ξ
	<u>)</u>

作業期間

## 平成二十七年七月十七日から 同 二十八年三月七日まで

安八郡輪之内町

四 作業地域

## 開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

1									
	道 路	道路	道路	道路	道路	道路、緑地	種類公共施設の		
	同	同	同	同	同	による 録簿	域 位置及び区 区		第三次
	代表取締役 小 林 正 明株式会社しょうなんNEWS地の二	代表取締役関谷は、は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一	代表取締役 岡 本 保 + 1 代表取締役 岡 本 保 +	代表取締役(臼) 井 皇 大丸開発株式会社 羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地	代表取締役岩塚健ツの一名限会社ディベロップメントプレーン羽島郡岐南町野中二丁目一番地	理事長 森 川 貞 秋社会福祉法人はしま 国市小熊町二丁目七五〇番地	開発許可を受けた者の住所及び氏名	平成二十七年七月二十四日	第三十六条第三項の規定により公示する。 がの関系行為に関する工事が完了したので
	明番	誠	夫	泉	治ン		<b>省</b>	岐阜県知事	者計計画法
								古	
								田	( 昵希贝十三年 沒 這

(	523)	3) 平成27年7月24日					岐	阜	県	公	報				第2667号
定により公示する。	とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	土地改		改岐中 良阜濃 区土用 地水	改良区名 年就	就任した役員	改岐中 良阜濃 区土用 地水	改良区名 年退	退任した役員		平成二十七年七月二十四日	定により公示する。とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	土地改	同岐西建築第一〇〇一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十十二十十
ි   දි	艮区の役(昭和二)	土地改良区役員の退任及び就任	ı	<b>□平</b> • 成 □	月日任	貝	<b>≕平</b> 一 三	月日任	貝		七年七月	見区の役	(昭和二	土地改良区役員の退任及び就任	同じ西建築第一〇〇同に西建築第一〇〇
	貝が退任 十四年法	の退任及		理 事	役 名		理 事	役 名			十四日	貝が退任	十四年法	の 退 任 及	
	及び部	び就		桒	氏		村	氏				及び辞	律第五	ジ 就	三〇番
	従れ	ıT		原 修			瀬 弘					発し	兄十	"	_
	五号)			司	名		義	名		此去		た旨の	五号)		t
	第十			岐	住		岐	住		岐阜県知事		届出	第十		番 一 及
	があっ八条第			岐阜市粟野東二丁目			岐阜市粟野東三丁目			-		があっ	八条第		一七一番一及び一一七一番
	たので			野東			野東			古		たの	十六		七
				丁目			<b></b> 一			田			頃の規	ı	
	同条第十七項の規 対 規定により、次の			_			四八					同条第十七項の規	足により		施設
	「項の規			一四一番地			四八一番地			肇		項 の	、次の		
_	規の				所			所					<i></i>		
起業			平成	四年岐阜とおり岐	上 也 区 岐		区土羽 地島 改用 良水	改土 良区 名地	就任した役員	区土羽 地島 改用 良水	改士 良 区 名地	退任した役員		平 成	
起業者の名称			二十七	県早月収用収	もり 早 まり 早 点 収 できまって マイン				た役員			た		二 十 七	代
<u>称</u> 			年七日	委員会	四角		<b>章平</b> 成 ₹ 六	年就 月 日任		<b>崇平</b> 二 こ 言	年退 月 日日	E		年七日	代表取締役
			平成二十七年七月二十四日	対規の実	<b>以用去(召印二十六手去聿第二岐阜県収用委員会の審理の開始</b>		理事	役名		理事	役 名			平成二十七年七月二十四日	<b>役</b> 河
			目	で一号	土理の		加	氏		日	氏			Ħ	合
				第始二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第 開 二 始 5		藤	20		榮	-				
				条のカラ	<u>-</u> ኒ		正			賢					基
		岐阜		規定には	亨		行	名		造	名		屿	支	宏
	会長毛	岐阜県収用委員会		四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。とおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会・「ユリーデジ(甲末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·四十六条第		羽島市足近町南宿	住		羽島市足近町小荒井	住		"男矢"号" "己	支 是 即 事	
	利	会		る。	一頁 の現		町 南 宿			町小荒井			В		
	哲朗			四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。とおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十二十二月)(日末)二十二月)(日末)二十二月)(日末)(日末)	<b>上地又用去(召印二十六手去聿第二百十九号)第四十六条第一頁の規定こより、欠の一岐阜県収用委員会の審理の開始</b>		一五五番地	所		四五七番地	所		â	<b>E</b>	